

事業主各位	令和4年6月賞与 保険料徴収の事務処理について	日電健(適)第04-1号
		令和4年5月17日
		日本電気健康保険組合 事務長 竹内 政志

平素より当組合業務にご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年6月賞与につきまして、下記の通り保険料の徴収を行います。処理日程をご確認の上、データの作成と当組合への提出をお願いいたします。

なお、令和4年4月1日より健康保険料率（基本保険料率+特定保険料率）および介護保険料率に変更になっておりますのでご注意ください。

## 記

### 1. 介護保険料徴収対象者データの提供と時期

(1) 特定被保険者と被扶養者の把握が事業主で困難なため、当組合よりデータを提供します。

(2) データ送付日

① 5月25日(水)の夜間処理でデータを作成し転送します。

② 6月2日(木)の夜間処理でデータを作成し転送します。

2回送付する理由は5月末に賞与仮計算を実施する事業主があるため、賞与仮計算日程により上記データを選択しご利用ください。

③ Document Management Service(DMS)をご利用の事業主へは6月3日(金)に転送します。

(3) データ抽出条件

対象者は上記処理日時点の加入者(被保険者、被扶養者)情報で、生年月日により賞与月に介護保険徴収対象者かを判定し抽出します。

上記データの作成年月と賞与月が同じであれば、当月介護被保険者区分をご利用ください。賞与月が翌月の場合は、翌月介護被保険者区分をご利用ください。

### 2. 賞与保険料徴収概要

(1) 保険料率

① 健康保険料率  $\frac{8.0}{100}$  (従前  $\frac{8.5}{100}$ )

・ 基本保険料率  $\frac{4.803}{100}$  (従前  $\frac{4.508}{100}$ )

・ 特定保険料率  $\frac{3.197}{100}$  (従前  $\frac{3.992}{100}$ )

② 介護保険料率  $\frac{1.90}{100}$  (従前  $\frac{1.57}{100}$ )

(2) 保険料計算方法

① 合計健康保険料額

健康保険料額(全体) = 標準賞与額  $\times \frac{8.0}{100}$

② 被保険者負担分保険料額

健康保険料(被保険者分合計) = 標準賞与額  $\times \frac{3.37}{100}$  (円未満切り捨て)

【内訳】

特定保険料額 = 標準賞与額  $\times \frac{1.347}{100}$  (円未満切り捨て)

基本保険料額 = 健康保険料額(被保険者分合計) - 被保険者負担特定保険料額

### ③事業主負担分保険料額

健康保険料(事業主分合計) = 健康保険料額(全体) - 健康保険料(被保険者分合計)

#### 【内訳】

特定保険料額 = 標準賞与額×3.197/100 - 被保険者負担特定保険料額  
(円未満切り捨て)

基本保険料額 = 健康保険料額(事業主分合計) - 事業主負担特定保険料額

### ④介護保険料額

a. 被保険者負担分介護保険料額=標準賞与額×1.90/100×50% (円未満切り捨て)

b. 事業主負担分介護保険料額=標準賞与額×1.90/100 - 被保険者負担分介護保険料額

※標準賞与額(賞与額合計)…1,000円未満を切り捨てた額。

※賞与額合計…「被保険者賞与支払届」における表記であり標準賞与額と同じ意味。

## (3) 事務処理詳細

### ①届書と提出時期

#### a. 届書

「被保険者賞与支払届総括表」および被保険者ごとの標準賞与額を記載した「被保険者賞与支払届」を当組合に提出してください。

ただし、データ送信の場合は「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出し「被保険者賞与支払届」は必要ありません。

介護保険料も同時に徴収することになりますので、当組合から事業主に提供する介護保険料徴収データにより、健康保険料と介護保険料を徴収してください。

#### b. 提出期限

・DMS、CD-ROM 媒体 …6月24日(金) 必着

・紙による申請(データリンクできない事業主) …6月24日(金) 必着

・データリンク(com.Pass系・オープンデータ集配信) …7月1日(金) 必着

※データリンク後に訂正が発生した場合は、訂正依頼書(賞与リンク受信時用)を7月4日(月)までに提出してください。

・被保険者賞与支払届総括表(紙) …データ送付後すみやかに

②賞与不支給の場合は「被保険者賞与支払届総括表」の不支給欄をマルで囲み、提出願います。

③賞与支給月の翌月に毎月の保険料と合わせて賞与分の保険料を納入告知します。

④保険料の納付期日は賞与支給月の翌月末日です。

### (4) その他の確認項目

①現物支給の場合は金銭に換算し標準賞与額に算入し保険料を徴収してください。

(地方の時価により地方社会保険事務局長の告示により金銭に換算してください。)

②見舞金など労務の対償とならないもの、年4回以上支給される賞与については標準報酬月額の対象となるため、賞与支払届データを提出する必要はありません。

③年俸制の方等賞与支給がない方の賞与支払届データを提出する必要はありません。

④育児休業中の方、賞与支給月に嘱託再雇用となった方、賞与支給月に資格喪失になり保険料の徴収対象とならない賞与であっても被保険者在籍中に賞与が支給された場合は、標準賞与額累計管理の対象となるため標準賞与額として決定し、賞与支払届データを提出してください。

⑤定年退職の方、定年退職扱いの方等賞与月の月末まで在籍し賞与を同一月内に2回以上支給した場合は、合算して賞与支払届データを作成してください。

「賞与支払年月日」は最後に支給した日を設定します。

### 3. 賞与データの作成

別紙「賞与支払届データ作成の手引」をご確認の上、作成してください。

※「事業主向けけんぽホームページ」にも掲載していますので下記 URL（ログイン画面）からご覧ください。

<https://www.neckenpo.or.jp/member/communication/index.php>

### 4. 本件に関する問合せ先

#### (1) 保険料徴収関係および CD-ROM 提出先

当組合・適用担当 古谷（Eメール：[m-furuya-cd@nec.com](mailto:m-furuya-cd@nec.com)）

加藤（Eメール：[y-katou.dw@nec.com](mailto:y-katou.dw@nec.com)）

TEL 03-3461-9373 TELNET 8-185-230 文書メール 185-250

#### (2) データ送受信関係

当組合・開発担当 丸田（Eメール：[nmaruta-pb@nec.com](mailto:nmaruta-pb@nec.com)）

TEL 03-3461-9372 TELNET 8-185-220 文書メール 185-250

以上